

2020（令和2）年4月28日

児童クラブ保護者 各位

公益財団法人藤沢市みらい創造財団
放課後児童育成課長

通所自粛等の要請期間の継続における利用及び入所料等の返金について

日頃より当財団の児童クラブの運営にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

藤沢市より別紙「放課後児童クラブの開所及び通所自粛の継続について」を受け、財団が運営する児童クラブの受入れについてお知らせいたします。

1. 放課後児童クラブへの通所自粛等の要請期間と開所時間について

期 間：5月1日（金）～5月30日（土）

開所時間：【平日】午後0時30分～18時（延長登録者は19時まで）

【土曜日】午前8時～18時（延長登録者は19時まで）

2. 児童クラブへ利用する場合の連絡について

藤沢市の別紙「放課後児童クラブの開所及び通所自粛の継続について」で示されております「放課後児童クラブへの通所自粛等要請期間中の保育の対象者」に該当し、この期間に利用される方は改めて、次のように連絡をしてください。

なお、連絡がない場合は欠席と判断させていただきます。

・連絡方法

5月1日（金）午前8時までに、みらぞうタッチのアンケート調査にて利用申請をしてください。

・みらぞうタッチが使えない方

利用する日と学校の居場所利用の有無を4月30日（木）午後5時までに、在籍する児童クラブに電話またはFAXにて連絡してください。

3. 利用にあたって

これまでと同様に次の対応をお願いします。

- ・毎日、検温と症状の有無を確認していただき、かぜ症状がある場合には自宅で休養することを徹底してください。
- ・お子様にマスクやそれに代わるものを持たせてください。児童クラブにあるものは児童がクラブでの活動中にかぜ症状を発症した際に使用するものです。マスク等はご家庭でご用意をお願いいたします。

4. 入所料等の返金について

通所自粛にご協力いただいた方へ藤沢市が5月分の入所料の一部を返金することにあわせて、おやつ代及び延長利用料についても、日割で返金をさせていただきます。

（裏面に続く）

返金方法等につきましては大変申し訳ございませんが、4月10日付「放課後児童クラブの通所自粛等の要請期間における入所料等の返金方法」にてお知らせした内容と同様に5月の入所料等の引き落としは通常通り行わせていただき、現在使用している引き落とし口座へ7月末までにお振込させていただきます。

なお、5月に児童クラブを利用しない方は、入所料等の引き落としを停止いたしますので、5月9日（土）までに「特別休所申請」をお願いいたします。

【申請方法】

① [みらぞうタッチ]・[申請登録]・[特別休所申請]にて

特別休所開始年月日 : 2020/05
特別休所理由 : 病気治療のため
病名 or 治療部位 : コロナ感染防止
入院・通院している病院名 : コロナ感染防止

②在籍する児童クラブにて [特別休申請] 手続き

印鑑をお持ちいただき①を例に届に記載、押印して提出してください

この特別休所申請は新型コロナウイルス感染防止対応に限ったものとし、有効期間は藤沢市が通所自粛を要請し入所料を返金する期間と同じとします。

有効期間内に、児童クラブの利用が必要となった場合は、「特別休所終了申請」をすることで児童クラブの利用が可能となります。この場合の入所料等につきましては別途徴収させていただきますのでご了承ください。

5. その他

- ・児童クラブでは換気や決まった時間に検温、施設の消毒を行い感染予防に努めますが、児童同士を一定距離離す等の対応は出来かねますことをご理解いただけますようお願いいたします。
- ・状況により、同小学校区の児童クラブや隣接している児童クラブは合同で開所する場合があります。
- ・学校での給食提供をご利用される児童もクラブに戻り次第昼食をとります。必要に応じてお弁当を持たせてください。
- ・当日14時の時点で利用者がいなかった場合、閉所致します。
- ・今後の対応について、状況により変更が生じる場合には改めて保護者の皆様にお知らせいたします。

以上

問い合わせ
放課後児童育成課
TEL 0466-21-6709